

令和4年豊能町議会3月定例会議  
総務建設常任委員会

会 議 録

令和4年3月10日（木）

豊 能 町 議 会

令和4年豊能町議会3月定例会議  
総務建設常任委員会

年月日 令和4年3月10日(木)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

中川 敦司 才脇 明美 寺脇 直子  
管野英美子 秋元美智子 川上 勲

欠席委員 なし

委員外出席 永並 啓(副議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

副町長	川村 哲也	まちづくり調整監	松本真由美
総務部長	仙波英太郎	都市建設部長	坂田 朗夫
都市建設部理事	長谷 典彦	まちづくり創造課長	田中 久志
秘書人事課長	池田 拓也	総務課長	萩原 哲也
行財政課長	山内 拓	建設課長	仲村 晴好
都市計画課長	田中 克生	農林商工課長	中谷 康彦

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 清水 義和

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和4年豊能町議会3月定例会議付託案件について

- ・第 3号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件
- ・第 4号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- ・第 5号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- ・第 6号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
- ・第 7号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件
- ・第 9号議案 豊能町都市計画法施行条例改正の件
- ・第11号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- ・第12号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件  
（関係部分のみ）
- ・第16号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算  
（第2回）の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（中川敦司君）

ただいまの出席委員は6名でございます。

定足数に達してございますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で委員間の距離を取るため、通常の席から変更をしております。皆様にはマスクの着用をお願いしておりますが、発言の際にもマスクを着用のままをお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、第1会議室にて音声傍聴の形を取らせていただきますので、御了承お願いいたします。

委員会開会に当たりまして、副町長より挨拶がございます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

おはようございます。副町長の川村でございます。

まずは一昨日、昨日、一般質問、大切な議会日程を町長の体調不良により日程を変更させていただいた件、本当に申し訳ございませんでした。

まず、町長のほうの病状でございますけれども、4日の朝は、4日の朝も御報告させていただきましたが、発熱があったためPCR検査のほうを行いました。結果は陰性であったという報告を受けておりますが、昨日も病院のほうに検査にいきまして、行ったんでございますけれども特に明確な、こういう理由だということはないというふうに聞いておまして、本日も頭痛がかなりひどく、またかなり体もしんどい状況であるということございまして、今日もまた別の病院のほうを受診されるというふうに聞いております。今週は、明日もちょっとそういう状況でございますので欠席

をさせていただきたいというお話がございましたので、大変申し訳ございませんが、町長不在という形になりますが、何とか御了解を賜ればというふうに思っております。

本日の総務建設委員会では、3号議案から7号議案、9号議案、11号議案、12号議案の関係部分、16号議案、以上9件のほうにつきまして御審議をいただき、御決定賜りますようどうかよろしくお願いいたします。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。町長が不在でございますが、大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上 勲君）

診断書かなんかあって当たり前やからね。その辺はどないでんの。

○委員長（中川敦司君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

検査中でございますので、そういう診断書まではちょっとまだとれるという状況までは確認とっておりませんけれども、病状がまだ確定をしていないという状況でございますので、それを、まず病状を確定するというのを先に進めているという状況でございます。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上 勲君）

確定していなかったら確定していないような証明書かなんか、あって当たり前やわ。というのはね、我々が、ちょっと病院行ってんねん。ちょっとしんどいから病院行って休めるのか。1日や2日やったらしゃあないけど。それ委員長どないでんの。

○委員長（中川敦司君）

これまで、初日開きましたですね。その後、急遽の件で日程変更になりましたけども、そういった意味では今日が2日目というふうな形になるのかな、会議としては、と思いますけども。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上 勲君）

今日は実際は2日目やけども、昨日、間、空いてんのちゃう。間空いててもその日程の中には入っておるからね。

○委員長（中川敦司君）

会議がなかっても確かに会期中には日数としては入っています。

○委員（川上 勲君）

入ってるやろ。当然診断書があって当たり前と思うわ。診断書がなかったらね、町長が議会に対する何か書いたもんが残ってんと、口頭だけで済ますのやったら、我々議員でも口頭だけで済むはずや。その辺どない。

○委員長（中川敦司君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

すみません、ちょっと説明不足で申し訳ございません。欠席届のほうは既に議会事務局のほうにお届けはさせていただいております。先ほど申し上げたのでいうと、今検査をしているという状況でございますので、その辺についてちょっとその診断書というのがまだ出されていないという状況は、これは事実として今、申し上げているということで御理解いただければと思います。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

これより本日の会議を開かせていただきます。

本日の審査事項は、お手元に配付のとおりでございます。

令和4年3月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第3号議案、豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

おはようございます。秘書人事課、池田です。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、第3号議案、豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書の3から5ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

また、本日タブレットをお使いの方は、Side Booksのしおりを御利用いただき、議案書及び条例の概要資料を御覧ください。

初めに改正の理由でございますが、国において行われる一般職の国家公務員に対する措置内容に準じ、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずるため所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容について御説明させていただきます。

第2条第4号及び第19条第2号は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、引き続き在職した年数が1年以上との要件を廃止するものです。

第23条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等を新たに規定するものであり、任命権者は育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこと、また申出をしたことに対する不利益な取扱いを受けることがないよう規定するものでござい

ます。

第24条は勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するものであり、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう職員に対する育児休業の研修、相談体制の整備及びその他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を規定するものでございます。

第25条は第23条及び第24条の内容を追加したことによります条ずれでござい  
ます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

これより、本件に対する質疑を行います。  
寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

非常勤の職員の育児休暇の取得を緩和するということですが、今非常に共働きの人が増えてると思うんですけど、本町においてこの改正をすることによってのメリットを伺います。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今、委員からの御質問なんですけれども、メリットといいますのは女性も男性も仕事をしながら育児休業をすることができなくなつた働けるというふうな形で、やめ  
てしまふとかそういうことがないように制度の整備をするものでございまして、今までは常勤の職員についてはこういう制度があつたんですけれども、非常勤職員につきましては先ほど申しあげました1年以上勤務という条件がございましたので、何かし  
ちよつと取りにくいというものがあつたんですけれども、今回その制度を緩和するた

めにこの1年以上いうものを撤廃したとい  
うこととでございます。

○委員長（中川敦司君）

ほか、いいですか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。よろしくお願いいたします。

この23条、24条辺りというのは、もうとうにあつてもいいような内容に私は思  
うんですね。ですからこれは対非常勤に対  
する新たな定義と受け取ったらいいか、  
それとも無かつて今回、正職も非常勤も関  
係なくこの23、24が加えられたのか、  
そこをお答え願います。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田です。

今回改正させていただいております23  
条及び24条につきましては、常勤職員と  
非常勤職員、会計年度任用職員の両方対  
して規定するものでございます。今、委員  
おっしゃられてるとおり、従前からこうい  
うものがあるんですけれども、条例にはな  
いんですけれども、職員に周知というのは  
してるところなんですけど、より徹底する  
というふうなところでこういうふうな条例  
のほうに規定するというものでござい  
ます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

分かりました。

それで、私これ見てちよつと気になり  
ましたのは、国のほうではとうにこうい  
うな条例になつてたのに、町の対応が遅  
れてたのかなという疑問も持ったん  
ですが、そうじゃなくてももう即なの  
かな、これ。国のほうも入つてなかつ  
たっていう理解でいいですか。上位法  
のほうも。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田です。

国のほうにも当然入っておりませんので、昨年の人事院勧告のときの申し出の中でこういうことを徹底しなさいという申出がありましたので、それを受けて整備を行うものです。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。ほか、いいですか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

育児休業というのは、本町の場合男性の職員の方もいらっしゃるんですけど、男性職員の育児休業というのは今どういった状況なんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田です。

令和2年度の実績でございますが、女性職員も含めて申し上げます。令和2年度に育児休業の対象となった職員は女性2名、男性2名いておりました。実際に育児休業を取得した職員というのが女性2名でありまして、男性2名については取得をしていないということでございます。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。ほかいいですか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

おはようございます。管野です。

23条、24条、とても条例に書かれていいことだと思いますけれど、職員さんは皆さんこのことを御存じなのか、周知されているのか伺います。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今回、条例の中にこういうことをまた再度周知というか、皆さんに知っていただくために規定をしているわけですが、実際の運用上どうということになっているかと申し上げますと、育児休業を取得する前につきましては、女性職員であれば産前休暇というものが当然ございます。この特別休暇の申出があったときに私どもの担当職員がこの制度の説明等をその職員と直接話をしてさせていただいているというようなところがございます。また男性職員につきましてはお子さんを扶養しているというような関係もございますので、扶養親族届が出てきた時点でこういう制度が今はあるというようなことを申し上げてますので、職員全体にちょっと周知するというようなところは今はちょっと考えてないんですけれども、今後この制度を利用する職員が増えていくのが一番望ましいと思いますので、その辺は検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

常勤職員はそれでいいと思うんですけど、非常勤職員はやめていくんじゃないかと。ちょっとそのところが心配なんですけども、今、非常勤職員って言ったかな、会計年度任用職員、とても、誰が正職員かって分からへんぐらい一生懸命仕事していただいていますから、その辺りはどのように周知していただけるんですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

会計年度任用職員の方につきましても、

まずそういうふうな状況になったときはまず恐らく所属長のほうに御相談をさせていただくと思うんですね。所属長がこの条例の改正内容を知っていただいたら何ら問題なく御案内できる場所なんですけど、今、委員がおっしゃられてるようなところも当然懸念されるようなところもありますので、常勤、非常勤、会計年度任用職員問わず周知する方法は今後こちらでも検討していきたいと思えます。

○委員長（中川敦司君）

ほかよろしいですか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

今の質問のやりとりですけど、ここのほうに職員に対する育児休業に係る研修の実施って書いてあるので、当然ここ1年以内ぐらいにはあるんだなというふうに理解はしてたんですけど、よろしいですか、それで。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

実際ここに研修の実施というような文言がございますが、今現在、1年以内に実際にその研修をするというふうな、実はちょっとまだ検討はしておりませんので、当然研修をするとなりましたらどういう体制でやっていくか、外部講師を招くのか、もしくは私どもの担当職員とするのか、また費用がかかるかかからないかというようなところもございますので、その辺は研修をしなくても職員にこの制度を理解させると、させていただくというふうな周知の仕方をしていこうというふうに現在は考えております。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。ほかいいですか。

ほかなければ私のほうから、すみません。

この新旧対照表の分かりやすいのは改正前の内容でちょっと確認をさせてもらいたいんですけども、この改正前の第2条の中に（4）で（ア）かな。在職期間が1年以上である非常勤職員、これは1年以上であれば使えますよっていう、そういうふうな意味合いでよかったですか。まずそこから伺います。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

改正前の条例で申し上げますと、今、委員がおっしゃられてます1年以上というのは、1年以上の任期が担保されないととれないということでございます。

○委員長（中川敦司君）

ということは、この4番の条文でいきますと、1年以上である非常勤職員の場合とはれますよというふうに解釈できようかと思うんですけど、ちょっと私、気になったのは、この改正前の第2条のこの条文の一個上に括弧書きで、丸括弧で書いてある、育児休業をすることができない職員というようなタイトルがなってますと、その中のこの文面で行くと1年以上である人は使えますよというふうな内容になってるからどうなのかなと。逆に休業できない職員というふうなくりにするのやったらここは1年未満とか、何かそんなふうな表現になるほうがふさわしいのかなというふうにちょっと思ったんですけど、その辺りはどうなんですかね。あまり内容とは関係ないんですけど。すみません。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

特にその内容とはというところなんですけど、内容とは直接関係ないんですけど、結局

適用を除外する職員というのがこういう職員ですよ。ちょっとこれできない、できないでできるって、ちょっと読み方が非常に難しいんですけども、基本的には今回の改正では1年以上という要件を廃止いたしますので、特に1年以上の任期の約束がない会計年度任用職員でありましても育児休業の取得ができるというものでございます。

○委員長（中川敦司君）

ということは、結局はそのタイトル上には育児休業をすることができない職員というふうな表現になってるけども、それはもう全然考えずにいきましょうということですね。

もう一点、ちょっと今度は内容的なことの質問になりますけども、例えば御夫婦で働いている方がいらっしゃるって、子どもさんがいらっしゃるって、育児休業しないかん場合、お母さんが育児休業する場合もあれば、当然お父さんが育児休業する場合もあるし、もしかしたら場合によってはお二人とも育児休業を申請いうかお願いしなあかんというような場合も、子どもさんが何人もできちゃったらちょっと大変やろかいうことで、そういう場合も想定して二人ともその場合はとれるのかどうか、その辺りちょっと確認をさせてください。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

育児休業の制度につきましては、1回とれるという、子どもに対して1回という制度でございますので、例えば共働き御夫婦でそれぞれが何回ずつかるとかというのはいけませんね。

○委員長（中川敦司君）

1回。もう一度ちょっと確認ですけど、1人1回、子どもさん1人に1回って言わ

はったかな。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田です。

1人のお子様に対して時期をずらしてお父さんが例えば令和元年にとってお母さんが令和2年にとるという意味合いでしたら可能です令和元年にお父さんもお母さんもその子ども1人に対して一緒に育児休業をとるということはできない。

○委員長（中川敦司君）

そうしましたら、今、子どもさんが生まれたのがお1人というふうな想定やったけども、例えば双子さんとか三つ子さんって珍しいかもわからんけど、そんなふうに子どもさんが一気に何人もいらっしゃるような場合でも、今のようにお父ちゃんとお母ちゃんがシリーズでとらなあかんというようなことになるんですか。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田です。

考え方は先ほど申し上げた一人の場合と同様でございます。

○委員長（中川敦司君）

ありがとうございます。もうほかよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

そうしましたら、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員です。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

続いて「第4号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」、そして「第5号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件」及び「第6号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件」の3議案は関連性がございましたので一括して議題とさせていただきます。

一括して提案理由の説明を求めます。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

それでは、第4号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件につきまして説明をさせていただきます。

議案書の6から7ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

初めに改正の理由でございますが、昨年8月10日の人事院の給与勧告に鑑み、国において行われる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正内容に準じ、一般職の職員の給与の改定を行うものでございます。なお、昨年の人事院の勧告の主な内容でございますが、基礎となる民間給与実態調査を実施した結果、民間のボーナスに相当する特別給について、国家公務員が民間を0.15月上回っているため、0.15月分引き下げることが8月10日に勧告されました。また月例給に関しましては、国家公務員の月例給が民間給与を19円上回っていますが、官民格差が極めて小さく、適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送ってきたことから、本年は月例給の改定は行わないとの報告が同日ございました。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

第22条第2項において、再任用職員以外の職員の期末手当支給月数を0.075月数引き下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.45月から4.30月に改定するものでございます。また、同条第3項において再任用職員の期末手当支給月数を0.05月引き下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を2.35月から2.25月に改定するものでございます。

条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しております。令和4年6月に支給する期末手当の額につきましては、改正後の条例第22条第2項及び豊能町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項から第3項、第5項、第6項または第8項の規定に関わらず、これらの規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を設けるものでございます。この特例措置でございますが、国は新型コロナウイルス感染症拡大による経済的打撃を受ける企業、国民に対する各種経済支援に取り組んでいるため、例年同様に人事院の勧告に基づく国家公務員の給与改定を11月に実施することは、コロナから回復途上にある国の経済にマイナスの影響を与えることも念頭に置きつつ対応していくことが重要であると判断し、実施に当たっては令和3年度の引下げ相当分を令和4年6月のボーナスから減額調整することが妥当とする旨、令和3年11月24日に閣議決定されたことを受け、今回、国に準じて令和4年6月に支給する期末手当で調整するための特例措置を講ずるものでござい

ます。

なお、本改正によります影響額でございますが、一般会計で約1,627万円の減額となっております。

続きまして、第5号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件について説明させていただきます。

議案書の8から9ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

改正の理由でございますが、国において行われる一般職の国家公務員の期末手当に関する措置内容に準じて、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

次に、改正の内容について説明させていただきます。第4条第3項において6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の222.5から100分の215に、支給月数で申し上げますとそれぞれ0.075月分引き下げ、年間の支給月数を4.45月から4.30月とするものでございます。

条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものですが、先ほど御説明いたしました第4号議案、豊能町一般職の給与に関する条例改正の附則と同様に、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設けてございます。令和4年6月に支給する期末手当の額につきましては、改正後の条例第4条第3項の規定に関わらず、同項の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする特例を設けるものでございます。

なお、本改正によります影響額でございますが、約50万円の減額というふうになっております。

続きまして、第6号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件につきまして説明させていただきます。

議案書10から11ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

改正の理由でございますが、国において行われる一般職の国家公務員等の期末手当に関する措置内容に鑑み、町議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

改正の内容について御説明させていただきます。第4条第2項において、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の222.5から100分の215に、支給月数で申し上げますとそれぞれ0.075月分引き下げ、年間の支給月数を4.45月から4.30月とするものでございます。

条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものですが、先ほど御説明いたしました第4号議案、豊能町一般職の給与に関する条例改正の附則と同様に、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設けております。令和4年6月に支給する期末手当の額につきましては、改正後の条例第4条第2項の規定に関わらず、同項の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするという特例措置を設けるものでございます。

なお、本改正によります影響額でございますが、約96万円の減額というふうになっております。

第4号議案から第6号議案までの説明は以上です。御審議いただき決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

ただいま、三つの議案ですね。全て説明がございましたが、これら三つの件、3件一括で質疑を行いたいと思います。質問ございますか。4号、5号、6号。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。ちょっと聞き逃したかもしれませんが、第4号議案の分で影響額というのはお幾らですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

第4号議案によります影響額でございますが、一般会計で約1,627万円でございます。

○委員長（中川敦司君）

ほか、質問ありますか。よろしいですか。ほかの委員さんいいですか。寺脇委員いいですか。副委員長もよろしいか。

なければ、質疑を終結してもいいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、質疑を終結いたします。

ではこれより、まず第4号議案ですね。まず第4号議案に対する討論を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員ですね。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

では続いて、第5号議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員ですね。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第6号議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員ですね。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第7号議案豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

おはようございます。総務課の萩原です。よろしく申し上げます。

それでは、第7号議案、豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件について御説明いたします。

議案書の12・13ページ、条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

また、タブレットをお使いの方はSide Booksのしおりを御利用いただき、議案書及び条例の概要資料等を御覧ください。

提案の理由ですが、非常勤特別職として新たにデジタル専門官の報酬の額について定める必要があるため所要の改正を行うものです。

条例の改正内容ですが、別表の学校医、学校歯科医もしくは学校薬剤師または保育所の嘱託医もしくは嘱託歯科医、その他これらに準ずる者の項の次にデジタル専門官の報酬額の規定を追加するもので、報酬は月額6万円としております。

デジタル専門官は行政のデジタル化に対応するため、情報通信技術ICTの知見を持ち、自治体の現場の実務に即し情報システムの導入等に関する助言、調査等を行う者として外部人材を任用するものです。

なお、附則としまして、この条例改正は令和4年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

では、これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

勤務形態はどういう形になるのでしょうか。常勤ではないですね、6万円で。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

勤務形態は特別職の非常勤ということになりますので、それで出勤していただくという形になります。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

例えば議会でもタブレットを持って、困ったなって言ったら、ちょっと教えてほしいというときに、教えてほしい言うたときに来てくれはるんですか。どこの席にいらっしゃるんですか。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

これちょっとこちらのデジタル専門官に期待することは、自治体DXの推進が主な仕事でして、ちょっと操作が分からないとかそういった簡単な内容についてはうちの総務課のほうで、職員で対応できるものかなと思いますし、議会の関連であれば議会事務局のほうで対応できるのかなというふうに思います。

あと、勤務については月2回、2日を原則として想定しております。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

月2日、丸1日来てくれはって、6万円ですか。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

一応想定としましては1日6時間を想定しています。なので、単価でいくと5,000円掛ける6時間で1日3万円。それが2日で月6万円が原則という形にしております。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

どこの所属になるんですか。総務課にいらっしゃるんですか。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課のほうの所属になります。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

私もちょっと想像がつかないんですね。想像がつかないんですけども、いろいろなデジタル化でやはりこういった専門家の方には、役場の中にそういった人材必要だなということは十分分かってます。ただこの学校医とか歯科医とかという形の人たちと比べた場合に、今、菅野委員がお聞きしてたように、どんな勤務形態になるかもうひとつはつきりしないんですね。というのは、例えば学校でしたらいろいろな身体検査とかそういうとき来てくださいますよね。ですからこの2日間の限定じゃなくて、そのほかにも何かトラブルがあったら来てくださる方なんでしょうか。そこら辺がちょっと分からないんですね。それとも、トラブルがあってもこの2日間を待って対応していただくのか。どういう形になるんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

トラブル対応というよりも、これから自治体DXを推進していく上でいろいろ判断が要るところとかあるんですね。例えば、今やってるのは情報システムのことも、なかなか専門的な知識がないと、ベンダーのSEと話ししたりとかする場面も多々ありますし、技術的な、専門的な技術的な助言というのを期待しているところですので、その辺りを。あとうちの町職員、一応総務課のほうでそういった分野の担当はしているんですが、なかなか専門的な知識を持っ

てるとかまでは言えないので、そういったところの人材育成とかいうのもお願いしたいというふうに思っています。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

聞いている限りではよく事情が分かってないので本当に申し訳ないんだけど、今出てくるSEは何だらかんだらって、ぴんときないんですね。本当に申し訳ないけど。ですから、仮に、私はこれで賛成いたしますけれども、この方がもしもこういう方がいらっしゃらなかったら、町の業務上どこに支障を来すのか、今後。そういったところなどをちょっと教えてくださるとありがたいんですけども。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

今ちょっと、だんだん世の中が行政のデジタル化というような方向に進んできてまして、これから新しいことをいろいろしていかないといけないと。例えば行政の手續のオンライン化とか、そういったものとかいろいろやっていかないといけないんですね。そういったところで新しいものを取り入れたりするときもそうですし、今現状のシステム、業務システムですね。それとか、あとはネットワーク、あとは情報セキュリティ、そういったいろいろな部分で技術的な助言、そういったのをいただきたいところですので、それらも含めてお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいか。

川上委員。

○委員（川上 勲君）

これの件で、私は全然分からんから、清水さんにいろいろなとき、いろいろな時間に教えてもらうねんけどね。

○委員長（中川敦司君）

川上委員、すみません。マスクをもう少し。

○委員（川上 勲君）

はいはい。

今、月に2日で6時間言うておったかね。ほんならその、どういうぐあいにその2日を決められるかどうか知らんけどね。今、連絡方法としていろいろな方法あるねんけど、必要なときに連絡して教えてもらうということはできひんのかな。その辺まずお願いします。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課の萩原です。

日々のトラブルとか、そういったものに関しては、うちの総務課の職員とかで対応はできるんですが、いろいろ情報システムの、これをこうしたほうがええとか、どっちにしようとか、そういう判断とか、新しくリプレイス、更新したりとか、あとシステムを改修したりとかする場合にいろいろな判断がこれから出てくるので、そういったところの専門的な助言とか、新しいことに取り組むときの、こういった方法がありますよとか、そういった助言をしていただきたいので、それは月2回という勤務、原則2回なんですけど、その勤務の中である程度聞きたいことはためて、そこで教えてもらうというような想定をしております。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上 勲君）

ということは、緊急な場合はどないすんの、それ。それはおまへんのか。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

メールであるとか、そういったので対応できるかなというふうに思ってます。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

何か機械的な故障とかであれば、契約しているベンダーがありますので、そこで対応してもらうのが原則です。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上 勲君）

そういうことは総務だけじゃなしに、職員百何人いてはんに、そういうことをほかの人は、多分知ってはる人もようけいはると思うねんけど、私らみたいなもんばかり違うと思うからやね。その辺で対応できまへんのかいな。

それともう一つは、その機械があるわね、打つやつの機械が。その機械を買うたところで、サービスでそんなんを教えてもらうことできまへんのか。

○委員長（中川敦司君）

ちょっとすみません。要は、今回のこのデジタル専門官というのは、私なりの解釈ですけども、一般質問でも言わせてもらったDXアドバイザー的なそういう人材を雇ったらどないやみたいな話を、私、させてもらったけども、いやいや豊能町だけでその人を丸抱えして雇うことは到底無理ですという結論を聞かせてもらいました。そこで月2回というレベルになるけども雇っていかうかなというふうなことになったという、そういうふうな流れでよろしいでしょうか。

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

委員のおっしゃるとおりです。

○委員長（中川敦司君）

もうちょっといいですか、すみません。

（発言する者あり）

○委員長（中川敦司君）

そのDXアドバイザーというのは、そもそもその仕事というか任務というのは何かいいましたら、例えばパソコンの調子が悪いとか、何かインターネットの調子が悪いとかいう、そんなハードルの低いというか、そんなふうなレベルのことを対応してもらう専門員ではなくて、どっちかという、今やってるいろいろな手作業の業務とかそういったものをRPAですね。ロボティクス・プロセス・オートメーションとか、そういったことで、要は業務を非常に人の手を使わずにコンピュータかな、オートメーション化していく、そういふうなことで、職員さんの仕事の負荷を少しでも下げていく、そういうことをやっていく、主にね。そういうふうなことで、今やっている仕事、こんな仕事を手作業でやっています、じゃあこれはこんなふうにしたらどうですかというふうなことをアドバイスいただく。要は業務の内容を改革していく、やりやすいように。そういうことを目的としたことに力を発揮していただくのがこのDXアドバイザーであり、デジタル専門官であると、そんなふうな認識でいいんですよね。

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

おっしゃるとおりで、デジタルに関する政策的な面ですね。そういったもののアドバイザーとしての力を発揮していただくというふうなふうに思っております。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上 勲君）

あれはどこやったかな。保険のほうか福祉のほうか知らんけどね。どっかへ違ったものを送って、個人情報はどうのこうのいうやつを局長からきてんけどね。そんなやつも対応できまんのかいな。

（発言する者あり）

○委員（川上 勲君）

それはちやいまんのか。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。おはようございます。

川上委員おっしゃられた件につきましては、うちの職員のほうの不手際で大変申し訳ございませんでした。その件については職員の単純な不注意ということで、メールを、ただ単にここに送るのを違うところにも送ってしまったという事例ですので、それについては当然、職員について今後こういうことがないようにという徹底、指導徹底のほうを総務のほうからしているところでございます。

○委員長（中川敦司君）

川上委員。

○委員（川上 勲君）

決してそれが悪いとは言っていないで、そういうときに、機械かそのコンピュータかなんか知らんけど、それはちやいまつせと、ちやうとこ送りますさかいそれはちやうから正常なとこへ送るといふ指示をするような人が、このデジタル専門官か。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

仙波です。

すみません。今の技術では一度送ってしまったメールをやめますと書いて送り直す

ことはちょっとできないので、デジタル専門官でもちょっとそこは難しいかと思いません。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ぼんやりと、何となく分かってきた感じなんですけど、申し訳ない。こういった、要するに町のいろいろな持っている情報、そういったものを整理して、どのようにして活用していくか、また政策的に早くスムーズにというふうなところでいくと思うんですが、この場合、町の個人情報とかそういったものまでも、ときには必要として、その方に手かけてもらって、いろいろな整理の仕方とか次の対策にいくと思うんですけども、そういう点で非常に信用ある人を来ていただかなくちゃいけないんですが、この場合どのようにしてこの専門官という方が採られるのか。何か所属するそういった大きな、会社とは言わないけど、組織があるのかどうか。今、委員長おっしゃったように、よその自治体と一緒にあってこの方という形を考えていらっしゃるのか。その人選についてお伺いいたします。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課の萩原です。

デジタルに関する専門的な知識を要する人材ですので、ここは、今思ってるのは大阪府のほうに御紹介をいただく。大阪府のほうで人材を紹介していただくというふうな想定をしております。

○委員長（中川敦司君）

あといいですか。ちょっと私のほうからよろしいですか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

確認したいんですけども、今、DXの時代、進めていくような、行政のオンラインとかそういうデジタル化の時代に入ってるので、必要なこと、デジタル専門官は必要だと思うんですけども、これは今やってるスマートシティのプロジェクトとか、デジタル田園都市とかいろいろありますけど、そういった政策的なことについても携わったりとか、関連があるんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

松本でございます。

今の御質問なんですけれども、町はまち・ひと・しごとの創生総合戦略で進めていくこととなります。この中にもソサエティ5.0ということで、AIとかIoT、これを活用して進めていくというものも入っております。横連携にはなるとは思いますが、その辺りでデジタル専門官の方に御教授いただくような、そういう場もいただきたい、このように考えております。

○委員長（中川敦司君）

川上委員、よろしいですか。

（発言する者あり）

○委員長（中川敦司君）

分からんのやったら何か質問してもらったらいと思いますけど。

川上委員。

○委員（川上 勲君）

そういう人材、デジタル専門官、そういう会社か、団体か組織か知らんけど、そんながあんのんか。それともその専門官はコンピュータ関係の会社に所属してるのんか。その辺はどないでんの。

○委員長（中川敦司君）

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

そういう業者の詳しい人を採用するとか、委託とか、そういうのではなくって、詳しい人材を大阪府のほうを經由して御紹介いただきまして、その方を。

(発言する者あり)

○総務課長(萩原哲也君)

恐らくOBですね。職員のOB、大阪府の職員のOBで、大阪府で働かれてたときにそういったデジタル分野とか情報化分野でお仕事を長年されていて精通された方になるかなと。

(発言する者あり)

○委員長(中川敦司君)

川上委員、質問あればマイクでお願いします。

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太郎君)

すみません。総務部の仙波です。

今回想定している方は、大阪府のOBで、要は大阪府で情報の専門職としてずっとお仕事をされてこられて、大阪府として市町村にそういう、いわゆるデジタル化とか、こういった先ほど、DXとかのアドバイザー、アドバイスをする職務をずっとされておられて、今回定年退職後にという方です。ほかの、私ども豊能町以外のほかの自治体とも今回こういうふうにいる、そういうお仕事もされるというところの、一部、いわゆる先ほど申し上げた月2回程度ということで豊能町に来ていただけるということで、当然のことながらそういった分野の専門家でございますので、お力のほうは發揮していただけるのかなと考えております。

○委員長(中川敦司君)

川上委員。

○委員(川上 勲君)

要するに、大阪府をやめた人がアルバイトにするということで思ったらええわけやな。

○委員長(中川敦司君)

仙波総務部長。

○総務部長(仙波英太郎君)

総務部、仙波です。

報酬的にはアルバイト的にはございませんが、当然のことながら責任をもってやっていただけたらと思っております。

○委員長(中川敦司君)

よろしいか。すみません、ほかいいですか。なければちょっと私のほうからもいいですかね。

このデジタル専門官、DXアドバイザーという位置づけから、かなりハイレベルな技術的なお仕事をしていただくというふうなことに当然なるのかなと思いますが、初めに申し上げましたけども、いろいろな、今、職員さん仕事やっておられることをオートメーション化していくという、そういうふうなことになろうかと思いますが、そうなった場合、そういうオートメーション化するためにはシステム構築が当然必要ですけども、システム構築そのものはどこか業者に発注するという、それともこのDXアドバイザーにそこまで構築をしてもらう、その辺りはどうなんですか。

萩原総務課長。

○総務課長(萩原哲也君)

総務課、萩原です。

構築までは専門官のほうではすることではなくて、実際にシステムの改修とかそういった作業は業者のほうにさせていただくと。ただ、施策的な、考え方とか技術的な助言とか、そういったものについては専門官のほうに御指導いただくというふうに思っております。

○委員長(中川敦司君)

そうしましたら、実際のシステムの構築というのは業者になるということで、そこに至るまでの、いわゆる、こういう仕事、こういう仕事、こういう作業、こういう作

業、こういう作業をまとめてこんなふうな流れにしましょうかみたいな、いうてみたらフローチャートみたいな、しっかりと落とせるようなところまではやっていただけるというようなことでよろしいですか。

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

自治体DXを推進していく上で、いろいろ工程表とか、そういったものも必要になってくるのかなと思いますので、そういったものについてもお願いしたいというふうに思います。

○委員長（中川敦司君）

ほか、質問ありませんか。

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

ホームページを作っておられるところはどこになるのでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。

ホームページにつきましては、まちづくり創造課が担当しております。

○委員長（中川敦司君）

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

職員の方です。

○委員長（中川敦司君）

田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。

ホームページに掲載しておりますページにつきましては、職員のほうで作成しております。

○委員長（中川敦司君）

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

全て職員の方がされているんですね。

○委員長（中川敦司君）

田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

まちづくり創造課の田中です。

ホームページ自体のシステム自体は業者のほうに委託をして、いわゆる箱を作りまして、その中にページのほう入れていっているんですけども、そのページの作成につきましては全て職員のほうで行っております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ほかないですか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では討論を終結します。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

全員ですね。挙手全員でございます。

よって、第7号議案は原案のとおり可決となりました。

続いて、第9号議案、豊能町都市計画法施行条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。よろしくお願ひします。

それでは、第9号議案、豊能町都市計画法施行条例改正の件について御説明させて

いただきます。

議案書16ページ及び条例の概要資料を御覧ください。

豊能町都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

提案理由ですが、都市計画法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例の概要としましては、頻発激甚化する自然災害により市街化調整区域の災害リスクの高い区域で住宅等の開発許可を厳格化するため、政令が改正されることとなりました。これにより開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の政令の基準等が改正されることに伴い、本条例を改正するものであります。

主な改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

第3条と第4条につきましては、第3条及び第4条中第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の、を第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる、に改めるものであります。これにより、今まで条例において開発できない区域として規定済みであった区域に浸水被害防止区域と土砂災害警戒区域と浸水想定区域の三つを追加するものであります。

続きまして、別表11については、別表11の項中第60条を第60条第1項に改め、規定の整備を行うものであります。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。また、経過措置として、この条例の施行の際に許可の申請がされている場合の当該申請に係る許可の基準につきましては、この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間は改正後の第3条及び第4条の規定に関わらず、なお従前の例によるものとします。

説明は以上でございます。御審議賜り御

決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

ではこれより、本件に対する質疑を行います。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

最近、熱海のこともありますし、すごく自然災害が多発していますので、この市街化調整区域内で開発許可を厳格化せざるを得ない状況にあるのかなと思うんですが、これ特に市街化調整区域って本町にもあると思うんですけども、住宅等というのは店舗とかもそうなるのかっていうのと、本町、市街化調整区域もあると思うんですが、この厳格化することでどういう影響になるのか、その辺りをお伺いします。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

市街化調整区域、本町の約9割部分を占めておるわけですけども、この条例に対して住宅等という定義づけしておりますのは、委員おっしゃるとおり店舗等も含まれます。本町の影響、どういった影響があるかということなんですけども、今まで条例で開発できない区域として規定済みであった区域としましては、災害危険区域、それから地すべり防止区域、それから急傾斜地崩壊危険区域、それと土砂災害特別警戒区域というように四つの区域がございます。そこに、今回御説明した三つの区域が入ります。国の方針のほうとしましては、危険なところに住むなというようなことがメインで今回の法改正がなされるように聞いております。ですので、今のところは特段、市街化調整区域でいろいろ方法はありながらも、建物を建てる基準ですね。いろいろ方法はあり

ながらも、非常に厳しいハードルを越えないと建物を建築することができませんでしたので、その中でも、市街化調整区域の中で、都市計画法34条という条項がございまして、その中の1号から14号という細かく分かれたルールがございまして、その中で、都市計画法34条の12号から14号、これは何かといいますと、12号のほうは条例で定められたやむを得ない開発行為、それから13号は既存権利者の開発行為、それから14号はその他やむを得ない開発行為としまして、大阪府の開発審査会の議を得ないと市街化調整区域の中で許可ができないこととなります。今お伝えした12号から14号に該当するところの部分に、今回新たに付け加えられました三つの区域に入ったら駄目だよというところが主な改正の趣旨になります。

説明は以上です。

○委員長（中川敦司君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

それでは、その危険な区域に既存の建物があると思うんですけども、建て替えや増築というのはできないんですか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

これにつきましては、今から建てる、新築の、今、既存の建物があって建て替える場合は既存権利がございまして影響はないんですけども、建物が建っていない土地に建てるよというところが、今お伝えした区域の中だと駄目だよということになってしまいます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

確認です。では増築というのは、今建っていないところへ建てるというのは駄目ということですね。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

委員おっしゃる増築というのは、既存の建物があって建て増しするというのが増築になりますので、今回の条例対象は更地のところですね。何も無い場所に建物を新築する場合があります。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

1点、よろしいですか。この市街化調整区域というのは、そもそも家とか建てづらいついとか、いろいろしぼりがあるということになってますけども、その地域に既に家が建っていると。その家が、この、今言うてるこのレッドゾーンとか水浸ハザードエリアとかにもう既に入ってしまったら、そういうおうちも当然、まずあるのかどうか。それをまずお伺いいたします。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

戸数は把握しておりませんが、いろいろな網がけがされている区域の中に建物はあります。

○委員長（中川敦司君）

そのような市街化調整区域の、いわゆる開発行為が非常に、レッドゾーンとかハザードエリアとかでかかっているようなおうちは、当然、今あるという話でしたけども、そういうおうちが、危険やから、ちょっと家の位置をちょっと、その家つぶしてちょっと、10メートルか20メートル、その

エリアに外れるようなところに家を建てる、建て替えるいうのかな、それはオーケーになるということですか。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

いろいろなケースがありますので、今おっしゃられてる、既存の建物がそういう危険なゾーンになっているので移転しますっていうのは、移転、その土地が宅地であるとか雑種地であるとかいうことに限定されますけども、既存権利等ありますので、建てる手法はあります。

○委員長（中川敦司君）

ということは、実質そういうエリアにかかっているおうちについては、この市街化調整区域ではあるけども、そういうふうなこともできますよというようなことで、危険なエリアからちょっと家をずらすいうか、そういうことは何かそういう方にお伝えしたりも、今後していくことになるんですか。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

別の取組になりますけども、建設課のほうでレッドゾーンにエリアに入っておる住宅に対する移転の補助とか、除却の補助とかいう制度がございます。それ以外に、今回の法改正に伴う条例のところの部分なんですけど、何かのタイミング、ホームページ等ですね。都市計画課のホームページの中で、こういう基準が改正されましたというような形で情報発信はしていけたらいいかなというふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

先ほど、都市計画法の現条項の34条の12号から14号のこと触れられて、やむ

を得ない開発の場合は今までできましたと。このやむを得ない開発というのは多分、何か施設とかそういう場合かなって私は勝手に思ってるんですが、一般住宅ではなくて、いうふうに今まで思ってたんですが、まずそう思った、思いこんだ上での質問なんですけど、今回これがより厳しくなって、より厳しくなったことで、今までだったらこの地域はオーケーだったところも駄目になるっていうところは事実あるんですか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

その他やむを得ない開発行為、提案基準というのがございまして、提案基準1から提案基準28までございます。それ以外にも包括決議のいろいろな方法がございまして、例えば分家住宅とか。娘さん、息子さん一旦出て行って帰ってくる、Uターンでその方の家を建てるとかですね。それとか、農家民宿とか、あとは有料老人ホームとか、普通の今ある建物を例えば用途替えるとかいうところで、いろいろ提案基準がございまして。その提案基準の中で今回三つ御説明させてもらった区域に入っているとできませんというふうに。

（発言する者あり）

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

今回、開発許可について非常に厳格化になるってことなんですけども、本町9割が市街化調整区域という状況なんですけども、例えばこのレッドゾーンの開発について、事業者がレッドゾーンで開発をしたいというか、そういうのに従わずに開発するような場合とかいうのはどういった手続というか、どういう対応になるんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

そもそも許可ができない区域でそういうふうになにか開発行為をするということは、都市計画法も建築基準法も許可できませんので、違法行為となってしまいます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ほかどうですか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員ですね。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

すみません。ここで1時間少したちましたので、ちょっと休憩を入れさせていただきます。暫時休憩いたします。再開は10時55分とさせていただきます。よろしくお祈いします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○委員長（中川敦司君）

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、第11号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

それでは、第11号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件について御説明いたします。議案書の20ページ、21ページ、条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

提案の理由ですが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

条例の改正内容ですが、第3条第2項ただし書部分の、ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合はこの限りでない、を削るものです。

損害補償、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保に供することはできないとされていますが、株式会社日本政策金融公庫、及び沖縄振興開発金融公庫が行う当該権利を担保とした貸付はその例外とされています。今般、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律によりこれらの貸付が廃止となることから、当該権利を担保とすることのできる特例を削除するものです。

なお、附則としまして、この条例改正は令和4年4月1日から施行するものとし、経過措置としてこの条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利はこの条例の施行日以降も、なお従前の例により担保に供することができるものとします。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

では、これより本件に対する質疑を行いま

す。ありませんか。

私からよろしいですか。もう少しこれ具体的に、例えばこんな場合はこんなふうになりますみたいな、そんな形で何か説明がもしできるのであればお願いしたいなと思います。何かお願いします。

萩原総務課長。

○総務課長（萩原哲也君）

総務課、萩原です。

ちょっと、大変ややこしくて申し訳ないんですけども、そもそも、まず年金制度の機能強化のための国民年金法の一部改正する法律というのが去年ありまして、それが原因で今年の4月、令和4年4月1日施行で、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が行う消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保として貸付、これが今まではそういう業務ができてたんですが、今度からできなくなりますよというふうになりました。そこで、実際、消防団員のときに何か事故とかあって、疾病とかもそうですし障害とか、そういった年金がもらえるようにもしたとします。それを、その権利、年金を受ける権利を担保に、その金融公庫からお金の貸付をしてもらうということが認められてたんです。それがこの4月以降はその金融公庫がその業務ができなくなる、法律の改正で。国民年金のほうとの法律改正でその業務ができなくなったので、このただし書部分以降の分が必要なくなったということです。実際にそんな人がおるかどうかわれたときにほぼいないのかなというふうには思うんですが、もともと消防団員でいてたときに何か、リスクとかあるので、そういった権利というのが、共済の権利というのがありますので、それをもとにお金を借りてたら、もちろん返さなあかんのですが、それを担保にお金を借りることができてた、金融公庫から。それはもし、貸付を返すことができなかつたらその担保をとられるので、年

金が今度もらえなくなると、なります、自分とこにお金が入ってこなくなるということではぐあい悪いので、そういったところの改正が行われて、貸付ができなくなったということになります。簡単に言いますと以上ですがよろしいでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

分かりました。皆さんよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員ですね。

よって、第11号議案は原案のとおり可決となりました。

次に、第12号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件（関係部分のみ）であります。これを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

こんにちは。農林商工課、中谷です。

それでは、第12号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、関係部分のみ御説明を申し上げます。

令和3年度豊能町一般会計補正予算書のほうを御覧ください。

まずは9ページになります。よろしいでしょうか。

9ページ、繰越明許費の補正でございます。

「第3表 繰越明許費補正」の表でございます。上から四つ目、牧地区ほ場整備事業につきましては、国の補正予算により事業費が追加されましたため、この補正予算に計上している事業でございますが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越をするものでございます。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。おはようございます。よろしく申し上げます。

続きまして、次の繰越明許費の次の行ですけれども、道路舗装事業につきましては、これも国の補正予算によりまして社会資本整備総合交付金の対象となったため、この補正予算に計上している事業でございますけれども、年度内に事業が完了する見込みがございませんので繰越するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。おはようございます。よろしくお願いたします。

第4表、補正予算書10ページを御覧ください。

「第4表 債務負担行為補正（変更）」でございます。財務会計システム更新事業、インターネット更新事業、地籍調査推進事業、土砂災害通報システム運用事業、LED照明導入促進事業でございますが、事業費が確定したことに伴い、限度額を減額するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明申し上げます。

20ページを御覧ください。

今回の補正につきましては事業費の確定に伴う不用額の減額と、歳入の確定に伴う財源

振替を行います。それら不用額と財源振替の説明は省略いたしますので御了承願います。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

そうしましたら、歳出について御説明申し上げます。補正予算書の20ページ並びに35ページの給与費明細を御覧ください。

款・総務費、項・総務管理費、目・一般管理費の1. 人件費事業でございますが、退職手当4人分を補正するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

続きまして、目1・一般管理費の7. 基金管理事業でございますが、令和3年度普通交付税の再算定により臨時財政対策債償還基金費で算定された普通交付税を町債管理基金積立金へ積立を行うものでございます。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

続きまして、25ページのほうをお開きください。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目4・農地費の6. ほ場整備事業でございますが、令和4年度実施予定の事業を国の補正予算により実施することになった増額分160万円になります。これと、令和3年度事業費の精算見込みに伴う減額分、これの差額を補正するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

続きまして、28ページをお開きください。款8・土木費、項2・道路橋梁費、目2・

道路舗装費の1. 道路舗装事業でございますけれども、国の補正予算によります吉川中央線、これは光風台5丁目になります、の舗装工事に係る工事費を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

それでは、歳入について御説明申し上げます。

15ページへお戻りください。

款12・地方交付税、項1・地方交付税、目1・地方交付税、節1・地方交付税の1. 普通交付税でございますが、実績確定に伴い普通交付税を増額するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村です。

続きまして、款16・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節1・土木総務費国庫補助金の1. 社会資本整備総合交付金415万円の減額でございますけれども、これは地籍調査に係る補助金として当初予算では国から直接交付されることを想定して国庫補助金として計上しておりましたが、大阪府を経由して交付されることが分かりましたので、府補助金として組み替えを行うもので、当初予算で計上しました全額を減額するものでございます。

次に節3・道路舗装費国庫補助金の1. 社会資本整備総合交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました道路舗装事業に係る国庫補助金でございます。

16ページをお開きください。

款17・府支出金、項2・府補助金、目7・土木費府補助金、節1・土木総務費府補

助金の1. 地籍調査推進事業府補助金でございますけれども、先ほど国庫補助金の減額で御説明をしました、国の補助金分の増額を含めまして、事業費確定による交付決定額に合わせて増額調整するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

18ページを御覧ください。

款20・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金であります。今回の補正による財源調整として2億4,255万4,000円を減額するものであります。

19ページを御覧ください。

款23・町債でございますが、道路舗装事業債につきましては、国の補正予算による社会資本整備総合交付金が増額となったことに伴い、補正するものでございます。

小学校施設整備事業債から公園施設災害復旧事業債につきましては、事業費が確定したことにより減額するものでございます。

農地中間管理機構関連農地整備事業債につきましては、国の補正予算により事業費が追加された牧地区ほ場整備事業に係る地方債を新たに発行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

では、これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

20ページの人件費事業です。早期退職者4名ということですが、毎年この時期に聞いてるんですけど、職業選択の自由がありますから詳しいことは要りませんが、どういう理由なのか、分かりましたらお答えください。

い。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

一身上の都合というのが通り一遍の理由にはなるんですけども、全てではないですけど、御家庭の事情とかっていうようなところは聞いております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今回はそうかもしれませんが、若い人材が仕事を覚えてばりばりやっているところへ出ていくっていうことが多々あったと思うんですけどね。今は終身雇用ではないし、若い人は転職っていうのもあると思うんですけど、その辺の、人間関係とか、そののところはどうなってるんですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

入庁して二、三年を経過する職員が退職していくと。私どもの豊能町以外でも、各地方公共団体でそういうようなことが発生しているのは当然私どもも耳にしております、当然丁寧に対応していくというのにも必要になってくるんですが、一義的にはまず所属のほうで、所属長のほうの面談等を通して、そういうことがないように努めていただきたいというふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

私、単純に定年退職されるのかなというぐらいの形でいたんですけども、やはりいろ

いろな意味で人材育成には研修費もかけてますので、とても町にしてみたら若い人にやめられるのは痛手だし、私たちにとってもやっぱりショックです。今回、若い方が何人入ってるか分からないんですが、この4人の年齢だけでも教えていただけますか。難しいかしら。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

年齢でございますが、50代が3名、30代が1名、計4名となっております。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

22ページです。総務費の選挙費ですけども、減額補正ということなんですけれども、公費負担は総額で幾らだったのか、今、出ますか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

補正予算書22ページの選挙費の6の、豊能町町議会議員一般選挙費になります。負担金のところでマイナス687万2,000円減額させていただいております。こちら、当初予算では24名分を組んでおったんですけども、実際に立候補された方14名ですので、10名分の減額を今回、上げさせていただいております。

決算額につきましては、ちょっと今、把握をしておらないんですけども、当初予算額では1,650万3,000円組んでおりましたので、その負担金の減額を差し引いた金額が963万1,000円となりますので、それぐらいの金額が執行されているかと考えております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ほか、ありませんか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

25ページの、牧地区のほ場整備事業なんですけれども、私たち、昨年の全員協議会で工事の概要をいただいているんですけれども、どういう工事が増えたのか、それともクオリティが上がったのか、お答えいただけますか。

○委員長（中川敦司君）

中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

今回の補正させていただきます内容ですが、これは令和4年度に実施します工事についての前倒し、国が経済対策で補正、組みまして、それで牧地区のやつを前倒しで実施ということで、その分ですので、全体量が増えたということとはございません。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ほか、どうですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員でございますね。

よって、第12号議案は原案のとおり可決となりました。

続いて、第16号議案、令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

都市計画課、田中です。

それでは、第16号議案、令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書3ページをお開きください。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,976万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6,208万2,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、6ページの「第2表 債務負担行為補正（変更）」を御覧ください。

事業費の確定に伴い、1,889万8,000円減額するものです。

第3条の地方債の補正でございますが、7ページの「第3表 地方債補正（変更）」を御覧ください。

事業費が確定したことにより限度額を660万円減額するものでございます。

それでは、今回の補正について歳出から御説明させていただきます。11ページをお開きください。

まず、款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費の公課費ですが、1,316万3,000円の減でございます。これは、消費税額の確定により減額するものでございます。

次に、項2・下水道整備費、目1・下水道整備費でございますが、これは流域下水道事業の事業費の確定に伴い、負担金を660万円減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。10ページにお戻りください。

款5・繰入金につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。款8・町債につきましては、流域下水道事業負担金の減により減額するものでございます。

御説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中川敦司君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、ないので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員ですね。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付された案件は、全て終了いたしました。

続きまして、その他について、委員間討議を行う事項は、何かございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

では、意見がございませんので、以上で本委員会を閉会したいと思います。これに、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

異議なしと認めます。よって、本委員会は、閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、川村副町長から御挨拶がございます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

総務建設常任委員会の閉会に当たりまして、私のほうから一言、御挨拶を申し上げます。させていただきますと思います。

冒頭でも御報告をさせていただきましたが、本日、町長が体調不良により欠席ということで、大変御迷惑をかけまして、本当に申し訳ございませんでした。

本日、提案させていただきました議案に対して御審査賜り、適切に御決定賜りましたこと、まことにありがとうございます。いただきました御意見につきましては、執行のときにしっかりと配慮し、注意を払ってまいりたいと考えておるところでございます。引き続き、本町に対する御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長（中川敦司君）

では、これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午前11時22分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会  
委員長